

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25—8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	------	-------	-----------------

調整方針	1. 国・県が定める制度で両町が実施している事業については、新町に引き継ぐことを基本に調整する。 2. 両町が独自に実施している制度や事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。
------	---

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
1. 生活支援 (1) ホームヘルパー派遣	秦荘町ホームヘルパー派遣事業運営要綱 ・対象者 日常生活に支障があるおおむね65歳以上の者のいる家庭において介護が困難な状況にあるものとする。 ・派遣体制（平成16年12月1日現在） ホームヘルパー数 3人（社協） 自宅において、月～金の8:30～17:15の時間内で1回1時間以内で派遣を行う。 生活支援ヘルプ 月1回： 1名 対象者数 計1名 見守り 対象者数 計70名 ・利用料 本人の住民税所得割課税者は介護報酬の1割、それ以外の者は無料 ・社会福祉協議会へ委託 委託料：生活支援ヘルプ 2,080円×回数 見守り 2,080円×1/3×回数 ・平成15年度実績 延派遣回数 210回 対象者数 3名 委託料 535,000円	愛知川町ホームヘルパー派遣事業運営要綱 ・対象者 要介護認定で「自立」と判定された65歳以上の者及び概ね60歳～64歳の要援助高齢者で家事援助を必要とする者。 ・派遣体制（平成16年12月1日現在） ホームヘルパー数 1人（社協） 自宅において、月～金の8:30～17:15の時間内で1回1時間以内で派遣を行う。 生活支援ヘルプ 週1回： 2名 週2回： 2名 } 対象者数 計4名 ・利用料 本人の住民税所得割課税者は介護報酬の2割、それ以外の者は介護報酬の1割 ・社会福祉協議会へ委託 委託料：人件費相当分 ・平成15年度実績 延派遣回数 166回 対象者数 5名 委託料 413,555円	下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○対象者 要介護認定で「自立」と判定された65歳以上の者及び概ね40歳～64歳の者で、援助を必要とする者。 ○派遣体制 自宅において、月曜から金曜までの8:30～17:15の間に、1回1時間以内で派遣を行う。 見守りについては、3回で1回の派遣とする。 ○利用料 本人の住民税所得割課税者は介護報酬の1割、それ以外の者は無料。 ○委託料 介護報酬単価とし、単価契約する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(2) 宅配食事サービス	福祉配食サービス事業実施要綱 事業内容：適切な食事を宅配し、健康の保持、安否確認を行う。 対象者：65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で、調理が困難な状況にある者 配食回数：1日2食(昼・夕食)以内で週3日(月・木・金)以内 個人負担：一食325円(1人当たり税込650円の1/2) 平成15年度実績 21名、3,314食	配食サービス事業実施要綱 事業内容：適切な食事を宅配し、健康の保持、安否確認を行う。 対象者：65歳以上のひとり暮らし世帯および高齢者のみの世帯で、調理が困難な状況にある者 利用決定：在宅介護支援センターに介護予防プランを作成してもらい協議決定する。 配食回数：1日2食(昼食・夕食)以内で週5日以内 個人負担：一食250円(1人当たり税込500円の1/2) 平成15年度実績 10名、1,391食	下記のとおり実施し、詳細については合併時までに調整する。 ○事業内容 現行どおりとする。 ○対象者 65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯 ○配食回数 1日2食(昼・夕食)以内で週5日以内とする。 ○個人負担 住民税非課税世帯 1食300円 (1人当たり税込み600円の1/2) 住民税課税世帯 1食400円 (1人当たり税込み600円の2/3) ○その他 ・障害者宅配食事サービスと同内容とし実施する。 ・ケアマネージャー(在宅介護支援センター)の介護予防プランが必要。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(3) 外出支援サービス	ハータータクシー運賃助成要綱 ・事業内容：重度心身障害者（児）および高齢者等の生活行動範囲の拡大を図るため、タクシー利用券を交付し、社会参加の促進に寄与することを目的とする。 ・対象者：自ら自動車等の運転ができない、満 6 5 歳以上の老人世帯 ・助成額：1 回の乗車につき 6 0 0 円（ 2 4 回 / 年間限度） 平成 1 5 年度実績 66 名 延利用枚数 617 枚 × 600 円 = 370,200 円	老人福祉タクシー運賃助成事業実施要綱 ・事業内容：高齢者の積極的な社会参加への促進を図ることを目的として、タクシー利用券を交付する。 ・対象者：6 5 歳以上のひとり暮らし老人または老人世帯 ・助成額：年間 6 , 0 0 0 円（ 1 枚 6 0 0 円 × 1 0 枚綴） 平成 1 5 年度実績 129 名 延利用枚数 929 枚 × 600 円 = 557,400 円	（仮称）高齢者外出支援事業として下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○事業内容：自ら自動車等の運転ができない高齢者世帯に生活行動範囲の拡大を図るための助成を行う。 ○対象者：自ら自動車等の運転ができない高齢者世帯（ 6 5 歳以上のひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯） ○助成方法：タクシー利用券と路線バス・近江鉄道利用券の選択制とする。 タクシー利用券 年間 1 枚 600 円を 12 枚交付 路線バス・近江鉄道利用券 年間 1 枚 200 円を 36 枚交付 ○その他 ・本事業の該当者で障害児（者）社会参加促進事業にも該当する者については、いずれかの選択制とする。
	外出支援サービス事業実施要綱 ・事業内容：在宅の障害者（児）および要介護高齢者等で一般の公共交通機関の利用が著しく困難な者の外出を支援するため、町内の公共施設および町内外の医療機関等への移送する外出支援車ふれあいバスを運行する。（事前登録必要） ・運行先 火曜日・木曜日 愛知郡内の病院、診療所、医院および豊郷病院 月曜日・水曜日・金曜日 町内医療機関および町内公共施設 平成 1 5 年度実績 実人員 60 名（年間 166 日運行） 年間延利用人員 495 名 委託料 1,612,669 円（シルバー人材センター）	外出支援サービス事業実施要綱 ・事業内容：通院の必要な昼間ひとり暮らし高齢者（概ね 60 歳以上）および要介護認定者に対して自宅から医療機関の間をタクシーで送迎することにより外出の負担軽減を図る。 ・助成額：年間 6 , 0 0 0 円（ 1 枚 6 0 0 円 × 1 0 枚綴） 平成 1 5 年度実績 実人員 21 名（年間 98 回乗車） 延利用枚数 167 枚 × 600 円 = 100,200 円	（仮称）高齢者通院支援事業として下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○事業内容：自ら自動車等の運転ができない高齢者世帯で慢性的な病症で定期的に通院が必要な人に交通費の軽減を行う。 ○対象者：自ら自動車等の運転ができない高齢者世帯（ 6 5 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯ならびに 7 0 歳以上の昼間ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯）で慢性的な病症で定期的に通院が必要な人。 ○助成方法：タクシー利用券と路線バス・近江鉄道利用券の選択制とする。 タクシー利用券 年間 1 枚 600 円を 24 枚交付 路線バス・近江鉄道利用券 年間 1 枚 200 円を 72 枚交付 ○その他 ・本事業の該当者で障害児（者）社会参加促進事業にも該当する者については、いずれかの選択制とする。 ・秦荘町実施のふれあいバスは、別途「介護予防バス」として活用する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
2 . 家族介護支援 (1) 紙おむつ助成	家族介護用品（紙おむつ）支給事業実施要綱 ・在宅の重度心身障害者（児）および要介護認定者等でおむつを必要とする者に対し、紙おむつを現物支給することにより、衛生的な生活の向上を図るとともに介護者の経済的な負担の軽減を図る。 ・対象者 秦荘町内に居住する在宅の重度心身障害者（児）および要介護認定者等で、常時おむつが必要な者 ・助成方法 利用券 6,000 円以内 / 月 × 1 2 枚 1 割本人負担。 ・実施主体 在宅介護支援センター秦荘に委託 ・平成 1 5 年度実績 1 1 2 名 9 6 9 枚 総 額 4 , 5 9 8 , 2 8 6 円 本人負担 4 6 0 , 2 0 2 円 町費負担 4 , 1 3 8 , 0 8 4 円 介護保険の要介護認定者は、平成 1 5 年度より介護保険の特例給付として実施している。	介護用品支給事業実施要綱 ・要介護 1 ～ 3 の認定者で町民税非課税世帯で、おむつの必要な在宅高齢者と介護している介護者に介護用品交付券（年間 1 8 , 0 0 0 円分）を交付し、家族の身体的・経済的負担の軽減を図る（紙おむつ、尿取パット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の購入費用を補助） ・助成方法 交付券 1,500 円 × 1 2 枚 ・平成 1 5 年度実績 1 8 枚 2 7 , 0 0 0 円 紙オムツ等購入助成事業（町社協で実施） ・在宅の寝たきり高齢者および重度心身障害者（児）で社協会費を納めている者に対し、紙おむつ費用の 3 / 4（助成上限額 1 2 , 0 0 0 円）を助成する（ 1 世帯 年間 1 回のみ） ・平成 1 5 年度実績 2 9 件 3 4 8 , 0 0 0 円	下記のとおり実施し、詳細については合併時まで調整する。 ○対象者：要介護認定者で、1 か月の内 20 日以上自宅で介護している者または町長が特に必要と認めた者とする。ただし、家族介護用品支給事業対象者は除く。 ○助成額：利用券 5 , 0 0 0 円以内 / 月 × 1 2 枚 ○支給方法：在宅介護支援センターへ申請（ 2 か月毎） ○その他 ・障害者紙おむつ助成と同内容として実施する。
(2) 家族介護用品支給事業	家族介護用品支給事業 ・要介護認定で要介護 4・5 の認定を受けた者で町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している者に対し、介護用品の購入費用として年間 75,000 円を限度に支給する。 ・助成額 5,000 円 × 15 枚=75,000 円（ 1 人当たり） ・介護用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等（介護保険法に規定する福祉用具は除く） ・平成 1 5 年度 実績なし	家族介護用品支給事業 ・要介護認定で要介護 4・5 の認定を受けた者で町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している者に対し、介護用品の購入費用として年間 75,000 円を限度に支給する。 ・助成額 5,000 円 × 15 枚=75,000 円（ 1 人当たり） ・介護用品 紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤等（介護保険法に規定する福祉用具は除く） ・平成 1 5 年度実績 実人員 8 名	現行どおりとする。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況							調整の具体的な内容
項 目	秦荘町			愛知川町			
(3) 介護慰労金	家族介護慰労金支給事業			家族介護慰労金支給事業			下記のとおり実施し、詳細については合併時までに調整する。 ○対象者：40 歳以上の要介護 4・5 の認定者を、 1 か月の内 2 0 日以上自宅で介護されている方。 認知症については、県チェックシートに準じて支給対象者を確認のうえ支給する。 ただし、入院・短期入所等の期間は除く。 ○支給額：5,000 円 / 月 × 対象月 ○支給時期： 9 月支払 (3 ~ 8 月の 6 か月) 3 月支払 (9 ~ 2 月の 6 か月) ○その他 ・ 特別障害者手当受給者は除く。
	・ 対象者：要介護 4.5 の認定者を常時介護する家族 (概ね 3 ヶ月以上)			・ 対象者：3 ヶ月以上ねたきり又は認知症の高齢者を在宅で介護する者			
	・ 支給額：10,000 円/年			・ 支給額：5,000 円/月(1 日でも在宅であれば支給)			
	・ 支給時期：9 月上旬			・ 支給期間：4・8・12 月に各 4 ヶ月分をまとめて支給			
	・ 実績			・ 実績			
	対象人数		支給額	対象延人数		実人員 支給額	
	H14	35 名	350,000 円	H14	302 名	35 名 1,510,000 円	
	H15	49 名	490,000 円	H15	276 名	28 名 1,380,000 円	
	H16	45 名	450,000 円	H16	310 名	見込 31 名 1,550,000 円	

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
3 . 介護予防 (1) デイサービス	ふれあいデイサービス事業実施要綱 ・事業内容：送迎サービス、健康チェック、生活指導、給食サービス、教養講座 ・対 象 者：秦荘町に居住するおおむね60歳以上の要介護認定で「自立」と判定された高齢者で、家に閉じこもりがちな者 ・場 所：秦荘町いきいきセンター ・利用料：870円/回 ・開所日：水曜日のみ ・開所時間：10：00～15：00 ・年間延べ利用人員：163人 ・利用実人員：7人 ・委託料：1,384,000円（H15年度） （町社協へ委託）	愛知川町生きがい対応型デイサービス事業実施要綱 ・事業内容：原則週1回の通所者に介護予防教室、趣味の教室等を提供し社会参加及び生きがいづくりを促す。 ・対 象 者：要介護認定で「自立」及び「要支援」と判定された高齢者またはおおむね自立と判断される高齢者で家に閉じこもりがちな者 ・場 所：愛知川町デイサービスセンターやすらぎ等 ・利 用 料：1日＝300円、半日＝150円、食事：500円 （材料費：実費） ・開所日、開所時間： 月・火・水・金＝10：00～15：00 木＝9：30～11：30 ・年間延べ利用人員：1,131人 ・利用実人員：26人 ・委託料：6,850,766円（H15年度） （町社協へ委託）	下記のとおり実施し、詳細については合併時までに調整する。 ○対象者：おおむね自立とする。 ○利用料：介護保険サービス報酬単価とする。 （単独型通所介護の4時間以上～6時間未満の要支援単価、送迎単価） 食事代については、デイサービス事業所での食事代と統一する。 ○開所日：1日コース、半日コースにわけて平日に実施。 ○委託料：人件費補助から単価契約で実施。
	はたしょういきいきデイサービス指定通所介護事業運営規程 町が事業所となって実施 ・事業内容：入浴サービス、給食サービス、生活相談、レクリエーション、機能訓練、健康チェック、送迎 ・対象者：原則として介護保険法に基づく要介護認定の結果が「要支援」「要介護1・2」に認定された者 ・週3回社会福祉協議会へ委託（月、火、木） ・委託料：5,981,000円（H15年度）	町社会福祉協議会が事業所となって実施 ・事業内容：入浴サービス、給食サービス、生活相談、レクリエーション、機能訓練、健康チェック、送迎 ・対象者：介護保険法に基づく要介護認定の結果が「要支援から要介護5」に認定された者	制度については新町に引き継ぎ、その内容は合併時までに調整する。ただし、合併年度は、旧町の例による。 ・町社会福祉協議会が事業所となるよう調整する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(2) 介護予防 (水泳教室)	介護予防水泳教室 ・ 65 歳以上を対象として、水中運動やストレッチ運動など、陸と水中の運動を組み合わせた教室をけんこうプールで開講し、専門のトレーナーと保健師が連携して、運動と食生活改善指導等を行い介護予防に努める。 ・ 希望者のみ各集落 1 箇所からプールまでの送迎を行う。	制度なし	制度については新町に拡大し、その内容は合併時までに調整する。 ・ 秦荘町実施のふれあいバスを「介護予防バス」として活用する。
(3) 介護予防生 活 支 援 事 業 (生活用具工房)	・ いきいきセンター内の「生活用具工房」を活動拠点として、秦荘町ボランティア活動推進協議会の登録ボランティアメンバーにより。生活用具や自助具の製作を行っている。 ・ 活動状況 毎月 1 回 (毎月 1 0 日) ボランティア運営 ・ 実績 (制作件数) 1 5 年度 1 1 件	制度なし	制度については新町に拡大し、その内容は合併時までに調整する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	2 5 — 8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	---------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容																								
項 目	秦荘町	愛知川町																									
4 . その他 (1) 長寿事業 長寿祝金	制度なし	愛知川町長寿祝金支給事業 ・長寿祝金贈呈者数（平成１６年度） （人，千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>給付金額 （円）</th><th>給付者数</th><th>総額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>８０歳</td><td>１０，０００</td><td>６７</td><td>６７０</td></tr> <tr> <td>９０歳</td><td>３０，０００</td><td>１３</td><td>３９０</td></tr> <tr> <td>１００歳</td><td>１００，０００</td><td>０</td><td>０</td></tr> <tr> <td>最高齢者</td><td>５０，０００</td><td>１</td><td>５０</td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>８１</td><td>１，１１０</td></tr> </tbody> </table>	区分	給付金額 （円）	給付者数	総額	８０歳	１０，０００	６７	６７０	９０歳	３０，０００	１３	３９０	１００歳	１００，０００	０	０	最高齢者	５０，０００	１	５０	計		８１	１，１１０	合併時まで調整する。
区分	給付金額 （円）	給付者数	総額																								
８０歳	１０，０００	６７	６７０																								
９０歳	３０，０００	１３	３９０																								
１００歳	１００，０００	０	０																								
最高齢者	５０，０００	１	５０																								
計		８１	１，１１０																								
長寿祝事業	長寿激励訪問事業 ・毎年９月１５日現在、満９０歳以上の高齢者を対象に記念品を贈る。 ・町４役が激励訪問 ・５，０００円相当 ・平成１６年度実績 ９０名	敬老祝事業 ・毎年９月１５日現在、満８５歳以上の高齢者を対象に祝い品を贈る。 ・男女最高年齢者のみ町長が訪問 ・５，０００円相当 ・平成１６年度実績 ２２０名	長寿祝事業として、満９０歳以上の高齢者を激励訪問し、祝い品を贈る。 ・男女最高年齢者は町長が訪問 ・５，０００円相当 （９月１５日現在で１年以上町内に居住）																								
長寿記念事業	・満１００歳の長寿記念として、町から油絵肖像画を贈呈する。 ・平成１６年度実績 対象者 なし	・上表のとおり、満１００歳の長寿祝金事業として１００，０００円贈呈する。 ・平成１６年度 対象者 なし	長寿記念事業として、満１００歳を迎えられた高齢者に記念品を贈る。 ・油絵肖像画または２０万円のいずれかを選択 （９月１５日現在で１年以上町内に居住）																								

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25—8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(2)在宅介護支援センター	○在宅介護支援センター秦荘の運営（委託） 在宅介護支援センター運営事業実施要綱 ・事業の内容 (1) 地域の対象者の実態等の把握、各種サービスの広報及びその積極的な利用についての啓発を行う (2) 在宅介護に関する各種の相談に対し、電話、面接により総合的に応じる (3) 対象者の各種サービスの利用申請手続の便宜を図るなど、サービスの適用についての調整を行う (4) 個別の対象者の介護ニーズ等の評価を行うとともに、処遇のあり方についての諸資料を作成する (5) 対象者からの相談や在宅介護相談協力員（以下「相談協力員」という。）からの連絡を受けた場合、これらの者に対し、訪問等により在宅介護の方法等について指導、助言を行う (6) 福祉用具の展示、対象者の身体状況をふまえた福祉用具の紹介、選定および具体的な使用方法ならびに住宅の増改築に関する相談、助言を行う (7) 相談協力員との日常的な連絡調整および研修会を開催する (8) 秦荘町在宅介護支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の開催 ・委託先：社会福祉法人「青 祥 会」 ・平成15年度実績：相談実人数 215名 相談延人数 611名	○愛知川町在宅介護支援センターの運営（委託） 在宅介護支援センター運営事業実施要綱 ・事業の内容 (1) 地域の要介護老人の実態把握、各種サービスの広報及びその積極的な利用についての啓発 (2) 在宅介護に関する総合的な相談・助言 (3) 対象者の各種サービスの利用申請手続の便宜を図るなど、サービスの適用についての調整 (4) 個別の要援護老人等およびその世帯の介護ニーズ等の評価を行うとともに、処遇のあり方についての諸資料の作成 (5) 介護機器の展示、対象者の身体状況をふまえた介護機器の紹介、および具体的な使用方法ならびに高齢者向け住宅の増改築に関する相談、助言 (6) 相談協力員との日常的な連絡調整と定期的な研修会 (7) 愛知川町在宅介護支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の開催 ・委託先：町社会福祉協議会 ・平成15年度実績：相談実人数 194名 相談延人数 842名	現行どおり新町に引き継ぎ、その内容は合併時までに調整する。

秦荘町・愛知川町合併協議会 調整方針

協定項目番号	25—8	協定項目名	高齢者福祉事業の取扱いについて
--------	------	-------	-----------------

秦荘町および愛知川町の現況			調整の具体的な内容
項 目	秦荘町	愛知川町	
(3) 高齢者保健福祉計画策定委員会の設置	○ 高齢者保健福祉計画策定委員会 ・ 委員 10 人 (内公募委員 3 人) (1) 識見を有する者 (2) 公益を代表する者 (3) 被保険者を代表する委員	○ 高齢者保健福祉計画策定委員会 ・ 委員 15 人 (内公募委員 3 人) (1) 識見を有する者 (2) 保健医療関係者 (3) 福祉関係者 (4) 被保険者 (5) その他町長が必要と認めた者	現行どおりとし、委員の構成および任期等は新町において調整する。 ・ 委員構成は、15 人以内とする。 ・ 新町の委員の任期は、事業計画期間に合わせ 3 年とする。 ただし、合併時の任期は平成 18 年 3 月 31 日とする。 委員は、介護保険運営協議会委員をもって充てる。